

懲罰規程 新旧対照表

現 行	改 正 後	備考
<p>第34条　〔違反行為〕</p> <p>加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条（第1項第1号及び第2号を除く）の懲罰を科す。</p> <p>(1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき (6) 加盟団体、加盟チーム又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき (7) 加盟団体、加盟チーム又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合 (8) 他者が前項に規定する不正行為に関与したという情報を知りながら、本協会への速やかな報告を怠った場合 (9) 加盟団体、加盟チーム又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合</p>	<p>第34条　〔違反行為〕</p> <p><u>1.</u> 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条（第1項第1号及び第2号を除く）の懲罰を科す。</p> <p>(1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき (6) 加盟団体、加盟チーム又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき (7) 加盟団体、加盟チーム又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合 (8) 他者が前項に規定する不正行為に関与したという情報を知りながら、本協会への速やかな報告を怠った場合 (9) 加盟団体、加盟チーム又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合</p> <p><u>2.</u> 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、【別紙3】『指導に関連した懲罰基準』に従うものとする。</p>	指導現場における暴力暴言等根絶対策として、懲罰対象行為を追加し、参照する懲罰基準を記載する

[改正]

2014年 9月11日

2014年12月18日（2015年 1月 1日施行）

2015年 3月12日（2015年 4月 1日施行）

2016年 3月10日（2016年 4月 1日施行）

2017年 4月13日

2018年 9月13日

2018年12月13日

2019年 1月16日

[改正]

2014年 9月11日

2014年12月18日（2015年 1月 1日施行）

2015年 3月12日（2015年 4月 1日施行）

2016年 3月10日（2016年 4月 1日施行）

2017年 4月13日

2018年 9月13日

2018年12月13日

2019年 1月16日

2019年 5月16日

〔別紙3〕指導に関連した懲罰基準 （※別添参照）

指導に関連した懲罰基準を新規制定